

率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千五百四十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円

三 石炭 一トンにつき千四百四十円

4 平成二十三年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

5 平成二十五年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

6 平成二十七年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十三年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等	同法第十一条第五項

<p>に関する法律第十一条第一項</p>	
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項</p>	<p>同法第十二条第四項</p>
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項</p>	<p>同法第十三条第五項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項</p>
<p>租税特別措置法第九十条の四第一項</p>	<p>同法第九十条の四第七項</p>
<p>租税特別措置法第九十条の四の二第二項</p>	<p>同法第九十条の四の二第五項</p>
<p>租税特別措置法第九十条の四の三第三項</p>	<p>同法第九十条の四の三第五項</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互</p>

<p>互協力及び安全保障条約第六条に基 づく施設及び区域並びに日本国にお ける合衆国軍隊の地位に関する協定 の実施に伴う関税法等の臨時特例に 関する法律（昭和二十七年法律第百 十二号）第七条（日本国における国 際連合の軍隊の地位に関する協定の 実施に伴う所得税法等の臨時特例に 関する法律第四条において準用する 場合を含む。）</p>	<p>協力及び安全保障条約第六条に基づ く施設及び区域並びに日本国にお ける合衆国軍隊の地位に関する協定 の実施に伴う関税法等の臨時特例に 関する法律（昭和二十七年法律第百 十二号）第八条（日本国における国 際連合の軍隊の地位に関する協定の 実施に伴う所得税法等の臨時特例に 関する法律第四条において準用する 場合を含む。）</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相 互防衛援助協定第六条</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互 防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律（昭和二十九年 法律第百十二号）第二条第一項</p>

8 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十五年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十七年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置）

第一百四十五条 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び所得税法等の一部を改正する法律（平

成二十三年法律第 号) 附則第四百四十四条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号) 附則第四百四十四条第二項第三号に定める税率」とする。

2 平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)」並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)&」及び第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)&」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「という。」を同法第九十条の三の三第一項」と、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭(租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス炭酸化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス炭酸化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第三項中「第四條及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(ロ及びニ」とあるのは「第二十三條(第一項第二号及び第四号)&」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「同法第二十四条」とあるのは「同法第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税

者の権利及び義務に関する法律第百二十七条(第二号及び第三号)中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)及び第百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

(特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)

第百四十六条 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第百四十四条第二項第一号に定める税率」とする。

2| 平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条(第一号を除く。）」並びに国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは、「第二十二条(第一号を除く。）」及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「という。」を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品(租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(ロ及びニ」とあるのは「第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」と

あるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条」とあるのは「第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付に関する経過措置)  
第四百四十七条 新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定は、同項に規定する石油化学製品の製造者が平成二十三年十月一日以後に同項に規定する特定揮発油等を原料に用いて同項に規定する石油化学製品を製造した場合について適用し、当該石油化学製品の製造者が同日前に当該特定揮発油等を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、なお従前の例による。

2] 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四百四十四条第二項第一号」とする。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)  
第四百四十八条 新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定は、農林漁業を営む者が平成二十三年十月一日以後に同項に規定する重油をその用途に供するため同項に規定する方法により購入した場合について適用し、農林漁業を営む者が同日前に当該重油をその用途に供するため当該方法により購入した場合には、なお従前の例による。

2] 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四百四十四条第二項第一号」とする。

(石油石炭税の特例に関する経過措置)

第四百四十九条 新租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項

若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の第三項若しくは第九十条の三の第四第三項（これらの規定中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十四年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行なう新法の規定において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の第二項、第九十条の四の第三項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は附則第四百四十五条第二項若しくは附則第四百四十六条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の第三項若しくは第九十条の三の第四第三項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行なうた旧法の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2) 新租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の第三項若しくは第九十条の三の第四第三項（これらの規定中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第五十条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2) 新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条又は旧租税特別措置法第九十条の八第一項若しくは第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、施行日以後最初に航行する時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八

二 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三 新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の九第一項

3) 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別還付金の支給に関する経過措置)

第五百五十一条 平成二十四年一月一日以後に新租税特別措置法第九十七条の二十第十項第一号イに規定する特別還付金支払決定日がある場合における同項(同号イに係る部分に限る。)(の規定の適用については、同号イ中「であつて、かつ」とあるのは「である場合において」と、「金額である場合には」とあるのは「金額であるときは」と、「を除外。」とあるのは「を除外。」とし、当該還付金の額の基礎となる金額が所得税法第二百十條第一項第六号又は第二百二十三條第二項第七号に掲げる金額に相当する金額であるときは、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第一条の規定による改正前の所得税法第二百五十九條第四項の規定による期間の日数とする。とする。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十二条 第二十一条の規定による改正後の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「新輸徴法」という。)(第二十二條第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該者



に對して当該調査に係る第二十一条の規定による改正前の輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この項において「旧輸徴法」という。）（第二十二条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧輸徴法第二十二条第一項に規定する者に対して行つた質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新輸徴法第二十二条第二項、第四項（同条第二項に係る部分に限る。）及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

3 新輸徴法第二十二条第五項及び第六項（同条第五項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する者に対して行つた質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百三十三条 第二十二條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）（第四条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する国外送金等調書について適用する。）

2 新国外送金等調書法第四条第三項及び第四項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出する同条第三項に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した第二十二條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（次項及び第四項において「旧国外送金等調書法」という。）（第四条第二項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。）

3 平成二十六年一月一日前において旧国外送金等調書法第四条第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認については、新国外送金等調書法第四条第三項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

4 新国外送金等調書法第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行つた質

問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る旧国外送金等調査法第五条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧国外送金等調査法第五条第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

5] 新国外送金等調査法第五条第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

6] 新国外送金等調査法第五条第五項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十四条 第二十三条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次項において「新特別措置法」という。）第十九条第一項（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十九条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2] 新特別措置法第十九条第一項（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び

義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十五条 第二十四条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定は、施行日以後に同項の登記をする同条第一項に規定する特例民法法人について適用する。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第一百五十六条 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

#### 附則

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第二百一十一条 省略

2 新租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社である場合における新租税特別措置法第六十七条の十四の規定の適用については、同条第一項第一号中「全ての要件」とあるのは、「全ての要件（ハに掲げるものを除く。）」とするほか、同条の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

（健康保険法等の一部改正）

第一百五十七条 次に掲げる法律の規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四十四条第一項第十六号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四十四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町

#### 附則

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第二百一十一条 同上

2 新租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社である場合における新租税特別措置法第六十七条の十四の規定の適用については、同条第一項第一号中「すべての要件」とあるのは、「すべての要件（ハに掲げるものを除く。）」とするほか、同条の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四十四条 同上

村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十五 省略

十六 第八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

一〇七 二十一 省略

二〇四 省略

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五百五十三条第一項第十号

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五百五十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇九 省略

十 第三百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

一一〇 十五 省略

二〇四 省略

一〇十五 同上

十六 第八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

一〇七 二十一 同上

二〇四 同上

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五百五十三条 同上

一〇九 同上

十 第三百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

一一〇 十五 同上

二〇四 同上

三 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の三五項

(清算金等の徴収)

第八十九条の三 省略  
214 省略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条(書類の送達)、第三十八条第一項(繰上請求)、第六十二条(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)、第六十三条(納税の猶予の場合の延滞税の免除)、第一百八条第三項(附帯税の額を計算する場合の端数計算等)及び第一百九条第四項(附帯税の確定金額の端数計算等)の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

四 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第八十九条の二第六項

(強制徴収)

第八十九条の二 省略  
215 省略

6 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条及び第十四条の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。

五 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項第三号、第六条第一号、第三十三条の二第一項及び第三十五条第二項

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。))その他の政令で定めるものを除

(清算金等の徴収)

第八十九条の三 同上  
214 同上

5 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条(書類の送達)、第三十八条第一項(繰上請求)、第六十二条(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)、第六十三条(納税の猶予の場合の延滞税の免除)、第一百八条第三項(附帯税の額を計算する場合の端数計算等)及び第一百九条第四項(附帯税の確定金額の端数計算等)の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

(強制徴収)

第八十九条の二 同上  
215 同上

6 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条及び第十四条の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。

(税理士の業務)

第二条 同上

く。以下同じ。) に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一・二 省略

三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。))の計算に関する事項について相談に 응ずることをいう。)

2・3 省略

(試験の目的及び試験科目)

第六条 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。

一 次に掲げる科目(イからホまでに掲げる科目にあつては、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。)のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。

イ ト 省略

二 省略

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第三十三条の二 税理士又は税理士法人は、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2・3 省略

(意見の聴取)

第三十五条 省略

2 添付書面が添付されている申告書について国税に係る共通の手続並びに納

一・二 同上

三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。))の計算に関する事項について相談に 응ずることをいう。)

2・3 同上

(試験の目的及び試験科目)

第六条 同上

一 次に掲げる科目(イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。)のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。

イ ト 同上

二 同上

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第三十三条の二 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2・3 同上

(意見の聴取)

第三十五条 同上

2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定に

税者の権利及び義務に関する法律又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。

3・4 省略

六 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第二十四条（見出しを含む。）

（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の準用）  
第二十四条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条の規定は、第十九条の規定による納付金及び第二十二條の延滞金に関する書類の送達について準用する。

七 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の二、第二条の四、第七条の五第一号ト、第七条の十二第一項第一号イ、第七条の十四第三項、第七条の十六第五項、第八条第五項、第九条の六第一項、第十条、第十一条、第十三条の四、第十四条の二第二項、第十四条の三第二項及び第七十七条の三第四項

（期間の計算及び期限の特例）

第二条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

（書類の送達等）

第二条の四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律

による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。

3・4 同上

（国税通則法の準用）

第二十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条の規定は、第十九条の規定による納付金及び第二十二條の延滞金に関する書類の送達について準用する。

（期間の計算及び期限の特例）

第二条の二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

（書類の送達等）

第二条の四 国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規

第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、この法律又は関税率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ へ 省 略

ト 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたことがある者であるとき。

チ・リ 省 略

二・三 省 略

（承認の取消し）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第一項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたとき。

ロ へ 省 略

二 省 略

2 省 略

定は、この法律又は関税率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

（承認の要件）

第七条の五 同 上

一 同 上

イ へ 同 上

ト 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたことがある者であるとき。

チ・リ 同 上

二・三 同 上

（承認の取消し）

第七条の十二 同 上

一 同 上

イ 関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたとき。

ロ へ 同 上

二 同 上

2 同 上



(修正申告)

第七条の十四 省略

2 省略

3 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条(修正申告の効力)の規定は、修正申告について準用する。

(更正及び決定)

第七条の十六 省略

2 4 省略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十九条(更正等の効力)の規定は、更正又は第二項の規定による決定について準用する。

(賦課決定)

第八条 省略

2 4 省略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十九条(更正等の効力)の規定は、第三項の規定による決定について準用する。

(担保)

第九条の六 この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により提供する関税の担保の種類については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条(担保の種類)の規定を準用する。

2 省略

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 省略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条(申告納税方式による関税等の納付)の規定により関税を納付すべき期限(第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)又は第九条の三第二項(納税の告知)の納期限(延滞税については、その計算の基礎

(修正申告)

第七条の十四 同上

2 同上

3 国税通則法第二十条(修正申告の効力)の規定は、修正申告について準用する。

(更正及び決定)

第七条の十六 同上

2 4 同上

5 国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、更正又は第二項の規定による決定について準用する。

(賦課決定)

第八条 同上

2 4 同上

5 国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、第三項の規定による決定について準用する。

(担保)

第九条の六 この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により提供する関税の担保の種類については、国税通則法第五十条(担保の種類)の規定を準用する。

2 同上

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 同上

2 国税通則法第五十二条(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条(申告納税方式による関税等の納付)の規定により関税を納付すべき期限(第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)又は第九条の三第二項(納税の告知)の納期限(延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。第十一条(関税の徴収)

となる関税のこれらの納期限。第十一条（関税の徴収）及び第十二条第一項ただし書（延滞税の額の計算の特例）においてこれらの期限を「納期限」という。（）までに関税を完納しないときに準用する。

3 前条第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条第六号（担保の種類）の保証人は、国税徴収法第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

#### （関税の徴収）

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

#### （端数計算）

第十三条の四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律百十八条第一項及び第二項（国税の課税標準の端数計算）の規定は関税の課税標準の端数計算について、同法百十九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定は関税の額の端数計算について、同法百二十条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定は関税に係る払いもどし又は還付の額の端数計算について準用する。

#### （徴収権の消滅時効）

#### 第十四条の二 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び第七十三条（時効の中断及び停止）（第三項第四号を除く。）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（

及び第十二条第一項ただし書（延滞税の額の計算の特例）においてこれらの期限を「納期限」という。）までに関税を完納しないときに準用する。

3 前条第一項において準用する国税通則法第五十条第六号（担保の種類）の保証人は、国税徴収法第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

#### （関税の徴収）

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

#### （端数計算）

第十三条の四 国税通則法百十八条第一項及び第二項（国税の課税標準の端数計算）の規定は関税の課税標準の端数計算について、同法百十九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定は関税の額の端数計算について、同法百二十条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定は関税に係る払いもどし又は還付の額の端数計算について準用する。

#### （徴収権の消滅時効）

#### 第十四条の二 同 上

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び第七十三条（時効の中断及び停止）（第三項第四号を除く。）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）」と、同項第二号中「

申告納税方式による関税の納付」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付）」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項（法定納期限等）に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

### 3 省 略

(還付請求権の時効)

#### 第十四条の三 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)

#### 第七十七条の三 省 略

2・3 省 略

重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付）」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項（法定納期限等）に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

### 3 同 上

(還付請求権の時効)

#### 第十四条の三 同 上

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)

#### 第七十七条の三 同 上

2・3 同 上

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 省 略

八 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第百条の四第一項第三十号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 二十九 省 略

三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三十一 四十二 省 略

2 7 省 略

九 とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第十条第二項

（関税法等の準用）

第十条 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第百十九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定はとん税の額の端数計算について、同法第二百十条第一項及び第

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 同 上

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四 同 上

一 二十九 同 上

三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三十一 四十二 同 上

2 7 同 上

（関税法等の準用）

第十条 同 上

2 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百十九条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定はとん税の額の端数計算について、同法第二百十条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定はとん税に係る過誤